

11月から来年度の放課後児童クラブ入所申し込み開始



問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

令和6年度の放課後児童クラブの入所申し込みを受け付けます。仕事などで、昼間に保育できる保護者がいない家庭の小学生が対象です。申し込み多数の場合は選考になります(低学年優先)。

- 対象 市内の小学校に通う児童
 - 申込期間 11月1日(水)～30日(木)の平日午前11時～午後4時
※決定通知書は、令和6年1月下旬頃に郵送します。
 - 受付場所 各放課後児童クラブ(簡単な面談を予定)
 - 持ってくるもの 印鑑、家庭で保育できないことを証明する書類(下表)
- | 対象 | 必要な書類 |
|-------------------------|-----------|
| 給与所得の人
(パート、事業専従者含む) | 就労証明書 |
| 自営業の人(農漁業含む) | 農業・自営業申立書 |
| その他の人(家族の介護など) | 申立書 |
- ※アレルギーがある場合は、医師の診断書が必要となる場合があります。

- 開所時間
 - ▷平日＝下校時～午後6時30分
 - ▷土曜、長期休暇(春・夏・冬休みなど)＝午前8時～午後6時30分
 - ※日曜、祝日、盆休み(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は閉所します。
- 利用料(月額) ※変更になる場合があります。
 - ▷通常入所＝5千円(平日のみ利用)、6千円(平日と土曜利用)
 - ▷長期休業期間のみ入所＝年間3万円(平日のみ利用)、年間3万4千円(平日と土曜利用)

【利用料の免除申請は令和6年7月を予定】
生活保護を受給している世帯、市県民税非課税の世帯、就学援助の認定を受けている世帯の人は利用料の減額対象(半額)となります。

■書類の配布場所 各放課後児童クラブ

放課後児童クラブ (クラブ名/設置場所/住所/電話)			
大江放課後児童クラブ	大江小	瀬高町大江1726	62-2082
瀬高放課後児童クラブ	瀬高小	瀬高町下庄1373	63-2062
南放課後児童クラブ	南小	瀬高町太神1343	63-8777
桜舞館放課後児童クラブ	桜舞館小	高田町舞鶴257-1	67-1688
清水放課後児童クラブ	清水小	瀬高町大草1596-1	63-8987
水上放課後児童クラブ	水上小	瀬高町長田3228-2	63-8763
高田放課後児童クラブ	高田小	高田町下楠田1443	22-4778

※詳しくは各放課後児童クラブまたはみやま放課後児童クラブ事務局(Tel67-0007)に問い合わせください。



(一社)みやま放課後児童クラブ



11月から来年度の保育施設利用申し込み開始



問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

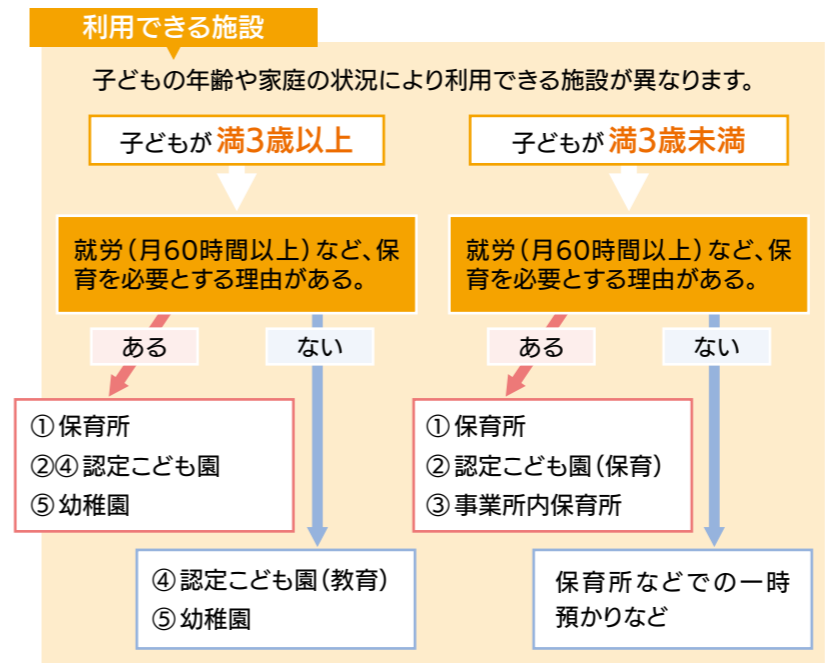
令和6年度の入園を希望する保護者は、期日までに申し込みをしてください。在園している園児も、引き続き入園を希望する場合は、10月中旬に各施設から配布または市役所から郵送される申請書などの提出が必要です。

- 申し込みに必要な書類
 - (ア)認定申請書兼利用申込書
 - (イ)保育を必要とする証明書(弟妹はコピー可)
 - ※(イ)は下図①②③に該当する人のみ
- 書類の配布場所 市ホームページ、子ども子育て課、各支所市民サービス係
- 受付場所
 - ▷保育所＝子ども子育て課、各支所市民サービス係
 - ▷認定こども園、事業所内保育所、幼稚園＝各施設

■申込期間 11月1日(水)～15日(水)

■「子育てのための施設等利用給付認定書」の提出 次のいずれかに該当する人で、無償化給付を希望する人は別途申請が必要です。

- ▶子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園を利用
- ▶幼稚園などの預かり保育を利用
- ▶認可外保育施設などを利用



施設利用のスケジュール

10月31日まで 施設を見学し、申し込みに必要な書類を準備しておいてください。見学は各施設へ問い合わせください。

11月1日～15日 市役所または各施設に書類を提出してください。

令和6年1月下旬 市役所から支給認定証などの通知が届きます。※保育所以外の利用者は、通知が届いた後に施設と利用契約を交わしてください。

令和6年4月1日 利用開始

令和6年4月15日頃 「保育料決定通知書」が届きます。

①保育所(施設名/住所/電話)

本郷慈光園	瀬高町本郷 593-2	62-2954
瀬高保育園	瀬高町下庄 1557	63-2265
太神保育園	瀬高町太神 1660	63-2472
浜田保育園	瀬高町濱田 742	62-2585
清水保育園	瀬高町本吉 835-2	62-2118
東山中央保育園	瀬高町坂田 1009	62-2400
ひばり保育園	瀬高町小田 1101-5	62-3769
二川保育園	高田町上楠田 2090-2	22-5652
開保育園	高田町黒崎開 848	22-5602
竹井愛児園	高田町竹飯 1283	67-1505
山川東部保育園	山川町尾野 1951-1	67-2161

②④認定こども園(施設名/住所/電話)

岩田幼稚園	高田町岩津 962	22-5085
ひがしやまあいじえん	瀬高町小田 2215-5	63-7519
大江幼稚園	瀬高町大江 191-2	62-2855
瀬高大谷幼稚園	瀬高町下庄 972	63-7419
山川幼稚園	山川町立山 182-11	67-2462
上庄ひいらぎこども園	瀬高町上庄 1295-1	63-7859

③事業所内保育所(施設名/住所/電話)

キッズハウスヨコクラ	高田町濃施 501-1	85-8015
------------	-------------	---------

※⑤幼稚園は市内にはありません。

二十歳のつどいを1月7日(日)に開催します

問 社会教育課 社会教育係 (Tel.32-9180)



- 日時
令和6年1月7日(日)
(受付=午前9時～、開式=午前10時～)
- 場所
総合市民センターMIYAMAX 多目的ホール
- 対象
平成15年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人で次の要件を満たす人
①みやま市に住民登録をしている人
②みやま市外に住民登録をしている人で、みやま市の式典に参加を希望する人(※要申し込み)
- 申込方法(対象②の人のみ)
①右記申し込みフォームから申請
②はがきなどに必要事項を記入し郵送
- 必要事項
①氏名(ふりがな)
②生年月日
③連絡先電話番号
④出身(旧小学校)校区
⑤現在居住地
⑥案内・記念写真送付先(⑤現在居住地以外に送付を希望する人のみ。本人が世帯主でない場合は世帯主名を記入)
- 申し込み先
〒835-0192 みやま市山川町立山1278番地
社会教育課 二十歳のつどい担当
- 申込期限 11月19日(日)(消印有効)



司会進行者などを募集します

一生の思い出に、二十歳のつどいの司会進行、代表者挨拶をしませんか。

- 募集人数 代表者挨拶=1人、司会進行者=若干名
 - 応募期限 11月6日(月)
 - 応募方法 社会教育課へ電話申し込み
- ※応募多数の場合は選考します。



10月7日(土)、コミュニティバスを一部運休します

問 企画振興課 地方創生係 (Tel.64-1550)



「マイナビ ツール・ド・九州2023」の開催に伴い、右のとおりコミュニティバスを一部運休します。利用者の中には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします(関連23頁)。



運休する号車	運休する時間帯
1号車	10:57みやま市役所着 ～ 11:40みやま市役所着
2号車	10:19みやま市役所着以降の 午前中の便
5号車	9:58みやま市役所着以降の 午前中の便

※3号車、4号車、6号車は通常通り運行します。

40～74歳で国保加入の皆さんは「特定健診」の受診を

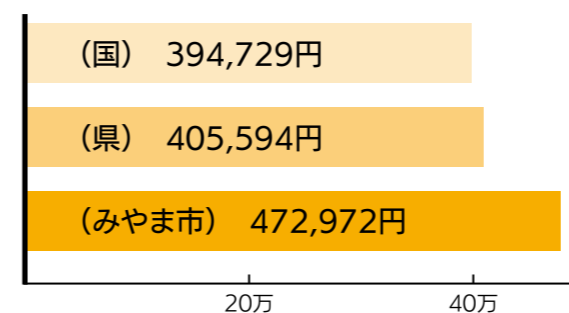
問 健康づくり課 国保年金係 (Tel.64-1529)



特定健診は、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病のリスクを早期に発見することができます。糖尿病や高血圧などの発症・重症化を予防するため、年に1度「特定健診」を受診して自身の健康状態を確認しましょう。

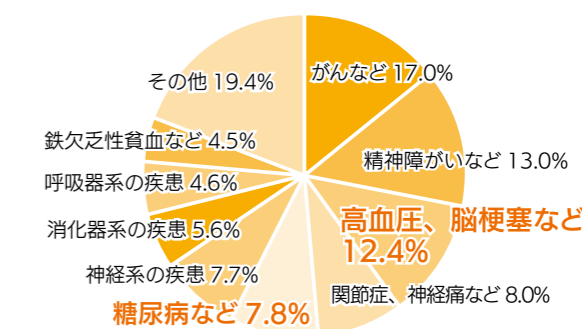
■国・県の平均を上回る医療費

みやま市の令和3年度国民健康保険被保険者1人当たりの医療費は平均で47万2972円で、福岡県平均の約1.17倍、全国平均の約1.20倍となっています。



■医療費の約20%を占める生活習慣病

国・県平均を上回るみやま市国民健康保険の医療費の中でも、生活習慣病(高血圧、脳梗塞、糖尿病など)にかかる医療費が全体の約20%となっています。



▲令和4年度診療分 医療費の疾病分類割合 (歯科除く)

特定健診で早期発見・早期予防

特定健診は、県内の医療機関で受診することができます。詳しくは「まるわかりガイド」をご覧ください。

■受診時に持ってくるもの

- ①健康保険証
- ②受診料
- ③特定健診受診券(紛失された人は国保年金係に問い合わせください)



国保で交通事故などの治療をする際は届け出が必要です

問 健康づくり課 国保年金係 (Tel.64-1529)



国民健康保険の加入者が、第三者(自分以外)の行為による交通事故などでけがをし、国民健康保険を使って病院で治療を受ける場合は、届け出が必要です。医療費は、原則として全額加害者が負担すべきものですが、届け出により国民健康保険が立て替えて、後日加害者に請求します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■届け出の方法

- ①警察に届け出て「事故証明書(人身事故)」を取得する。
 - ②国保年金係で「第三者行為による傷病届」を提出する。
- ※他人のペットに咬まれた、他人の行為によるけがなども届け出が必要な場合があります。

■届け出に必要なもの

国民健康保険証、印鑑、事故証明書(人身事故)、来庁者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)